

都営交通沿線地域活性化型店舗運営事業者公募要項

第1 公募の趣旨

東京都交通局（以下「交通局」という。）と一般財団法人東京都営交通協力会（以下「協力会」という。）では、都営新宿線「市ヶ谷駅」構内において、以下のとおり都営交通沿線地域の活性化を図ることを目的とした「都営交通オリジナルショップ（仮称）」（以下「本ショップ」という。）の運営を行う事業者（以下「事業者」という。）について、公募型プロポーザル方式により募集いたします。

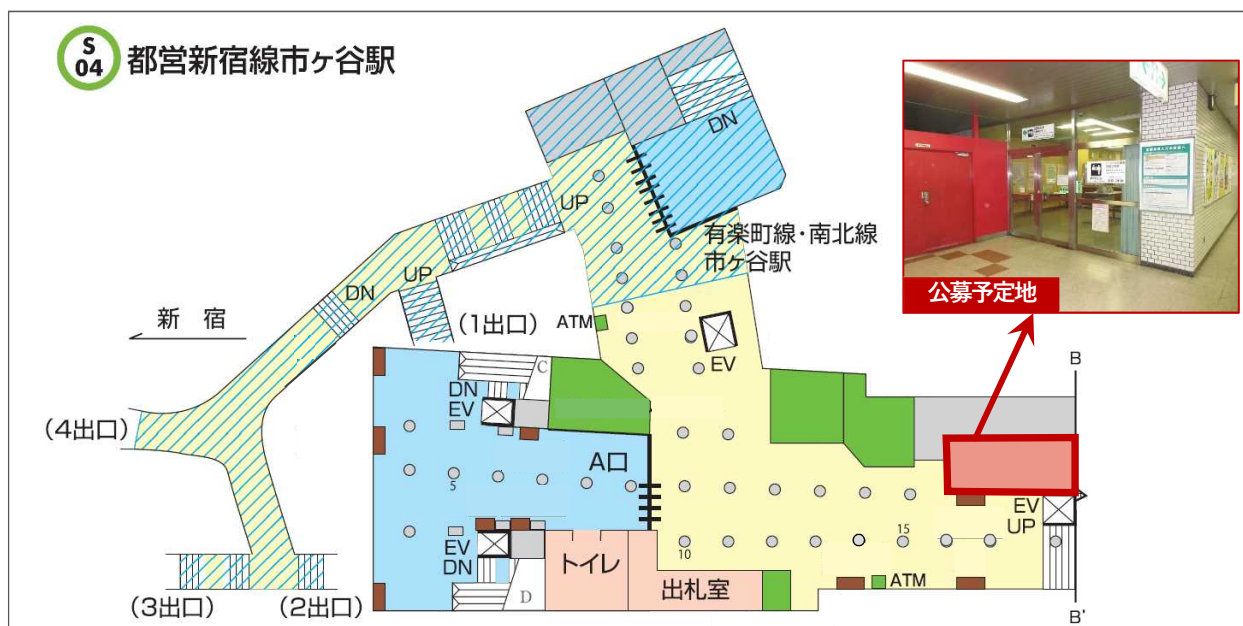
本ショップは、「沿線の企業や店舗等の商品販売・出展」、「沿線企業等と都営交通のコラボレーション商品の販売」、「都営交通に関する情報発信」の3つの多目的活用で構成しています。また、都営交通沿線とは、交通局の運営する都営地下鉄、都営バス、東京さくらトラム（都電荒川線）、日暮里・舎人ライナー及び多摩川上流部の電気事業とします。

第2 公募の概要等

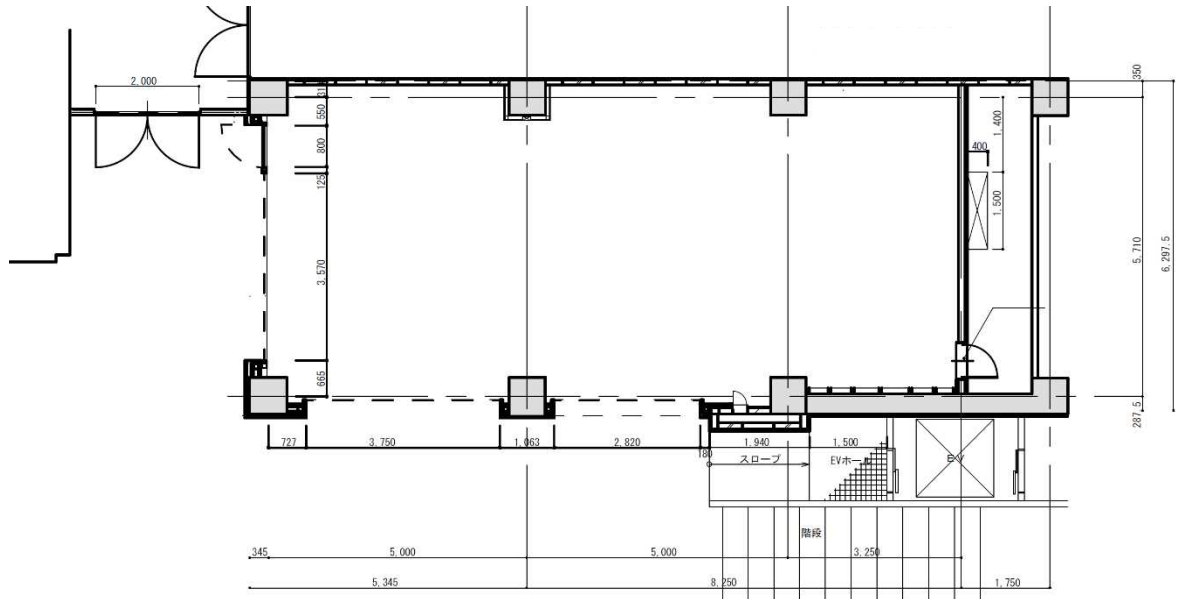
1 店舗の場所等

(1) 位置図

都営新宿線市ヶ谷駅 地下1階改札外コンコース定期券発売所跡地



(2) 平面図



面積 79.52 m² (24.1 坪) ※面積：店舗区画の内寸面積（看板等除く）

※ 交通局が都営交通の情報発信を行うスペース（以下「都交スペース」という。）の 4 m²程度（店内 2 m²、バックヤード 2 m²）を含みます。

2 工事区分・管理区分・設備諸元表

店舗はスケルトン渡しとなりますので、各種法令等に基づき、事業者が内装工事を実施していただきます。

店舗の内装工事にあたっては、設計及び施工方法等について事前に交通局及び協力会と協議を行い、事業者の責任と負担において実施してください。

なお、交通局の承諾を得た上で交通局が保有するコンテンツを内装に用いることができます。

- (1) 工事区分は別紙1を参照してください。
- (2) 維持管理区分は別紙2を参照してください。
- (3) 設備諸元については別紙3を参照してください。

3 スケジュール

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 店舗内覧会 | 令和5年1月13日（金曜日） 14時～ 現地集合 |
| (2) 質問受付期間 | 令和5年1月20日（金曜日）まで |
| (3) 質問への回答 | 令和5年1月26日（木曜日）まで |
| (4) 応募書類の受付 | 令和5年2月3日（金曜日）16時 必着 |
| (5) 運営事業者の決定 | 令和5年2月中旬 |

※採用・不採用については、応募者全員に文書で通知します。

- | | |
|---------------|---------------|
| (6) 協定書等の締結 | 令和5年2月中旬以降 |
| (7) 店舗工事・オープン | 令和6年3月末まで（予定） |

4 本ショップにおける事業者の業務

(1) 沿線の企業や店舗等の商品販売・出展

ア 商品販売

事業者は、都営交通沿線の企業や店舗等（以下「沿線企業等」という。）の商品を販売します。
沿線企業等からの直接仕入れ（買取）による販売、沿線企業等との直接交渉による委託販売などの方法を想定しています。

なお、販売品目等は、本ショップの趣旨を踏まえ、交通局と事前協議の上、事業者が決定できます。

イ 沿線企業等の出展

事業者が沿線企業等に本ショップのスペースを貸し出すことができます。

(2) 沿線企業等と都営交通のコラボレーション商品の販売

事業者は、都営交通の所有する車両もしくは駅の意匠、名称、写真等を使用して製作及び販売が可能な沿線企業等の選定及び調整を行い、製作した商品を販売します。

なお、販売品目等は、本ショップの趣旨を踏まえ、交通局と事前協議の上、事業者が決定できます。

(3) 都営交通に関する情報発信

交通局がショップ内における都交スペースを用いて、都営交通の情報発信や都営交通グッズの販売等を行います。実施内容については、事業者と協議の上、交通局が決定します。

なお、都交スペースの陳列や商品・販促物等の管理は事業者が行い、都営交通グッズを販売する場合は、別途、販売手数料を交通局から事業者へ支払うものとします。

(4) 交通局広報誌との連携

交通局が発行する広報誌に掲載している企業の商品を取扱うほか、本ショップでの最新情報等を広報誌等に掲載するために必要な協力も行うなど、交通局広報誌との連携により、都営交通沿線地域の活性化に資することとします。

(5) 本ショップにおける販売促進等の取組

本ショップの販売促進、広報、PR等の取組については、事業者からの企画立案を踏まえ、交通局及び事業者が連携して実施することとします。また、本件に係る都営交通の広告媒体を活用した広報において、その経費の一部を事業者が負担することとし、詳細は交通局と協議の上、決定します。

なお、事業者が自主的に販売促進等の取組をすることについて妨げるものではありません。

(6) 店名及びロゴの提案

本ショップの店名及びロゴについて、事業者から提案していただきます。

なお、店名及びロゴについては、事業者からの提案を受け、交通局が決定するものとし、著作権、商標権等は交通局に帰属することとします。本件について第三者の権利を侵害するものとして紛争が提起された場合には、直ちにこれを交通局に通知するとともに、事業者の責任と費用負担において紛争を解決することとします。

(7) 本ショップの維持管理

本ショップの運営に当たり、事業者が購入・施工した財産物（空調、消耗品等）の清掃、維持管理、修繕などについては、事業者が実施・負担することとします。

(8) 連絡会議

本ショップの趣旨に沿った効率的かつ効果的な運営を行うため、交通局と事業者との間で「連絡会議」を設置し、原則月1回、定期的に開催します。連絡会議の開催に当たっては、事業者は会議の運営に必要な資料を提供していただきます。資料の詳細については、双方協議の上、別に定めるものとします。

(9) 店舗運営計画書及び店舗実績報告書の提出

事業者は、以下のア～オに掲げる事項を記載した翌年度の店舗運営計画書（以下「計画書」という。）を前年度末までに交通局に提出の上、承諾を受けるとともに、計画書に掲げた内容に対する実績を店舗運営実績報告書に記載し、提出することとします。

なお、計画書提出後に計画の変更が必要となった場合には、交通局の承諾を得た上で、変更後の計画書を交通局に提出してください。

ア 店舗運営のコンセプト

イ 上記4(1)の商品販売種類別・期間別の販売品目数

ウ 沿線企業等の出展予定（出展者名・開催日数等）

エ 訪問者数、売上額、販売単価等の数値目標

オ 上記ア～エを踏まえた集客の考え方や方法等の販売戦略

第3 応募資格・条件等

1 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者であること。
- (2) 東京都交通局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17交資第1711号）に定める指名停止要件に該当しないこと。
- (3) 東京都交通局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月8日付22交資第1377号）に定める排除措置要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

2 条件等

本ショップの事業者決定後、「都営交通沿線地域活性化型店舗の運営及びコーディネート業務に関する協定書（以下「協定書」という。）」を締結していただきます。

なお、協定書の具体的な内容は、**別紙4**のとおりです。

第4 応募手続き

1 質問の受付及び回答

本公募要項に関する質問の受付及び回答については、次のとおりとします。

(1) 質問の受付

質問の受付期間は、令和5年1月20日（金曜日）までとします。方法は、電子メールのみとし、**様式2**に記入の上、「第6の2」の提出先及び問い合わせ先まで質問事項を送信してください。

なお、質問事項は、公募要項の関連する箇所を明記した上で、簡潔に記してください。

(2) 回答

令和5年1月26日（木曜日）までに電子メールにて応募者全てに回答をします。

2 応募書類の提出

次の書類を作成し、期限までに提出してください。

(1) 提出書類

- ア 運営事業者申込書（様式1） 1部印刷・押印
- イ 店舗運営計画書 2部印刷（うち1部は社名等抹消）
- ウ 施設計画書 2部印刷（うち1部は社名等抹消）
- エ 会社概要を記載した資料又はパンフレット 1部
- オ 履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）
- カ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの）
- キ 会社法（平成17年法律第86号）上の決算報告書（直近実績3か年分）
- ク 法人事業税の納税（課税）証明書（一般用）及び法人税の納税証明書（その1納税額等証明書用）（最近1か年分）
- ケ 上記イ及びウの電子データを納めたCD-R、DVD-Rの記憶媒体（USBフラッシュメモリ及びブルーレイディスクは不可。社名等抹消したもの。）

(2) 店舗運営計画書について

以下の内容を記載してください。

- ア 類似事例の実績
- イ 店舗運営計画
「第2の4(9)」での店舗運営計画書の提出を踏まえた上で、以下の項目を記載してください。
 - ・ 全体コンセプト
 - ・ 商品又はサービス内容（想定される販売品目やサービス）、販売方法、販売戦略
 - ・ 年間営業日数、定休日、営業時間
 - ・ 月間売上見込
 - ・ 店舗運営体制
- ウ 都営交通コラボレーション商品の企画提案書
各事業（都営地下鉄、都営バス、東京さくらトラム（都電荒川線）、日暮里・舎人ライナー）
1案以上の企画提案書を作成してください。
また、企画提案書には、以下の項目を記載してください。
 - ・ 商品名、想定連携沿線企業等の名称、使用する都営交通の事業名
 - ・ 商品内容、価格、販売個数、イメージ図等
 - ・ 商品の製作、販売にかかるスケジュール
- エ 店舗の資金調達計画
- オ 店舗運営期間（3か年）の収支計画書
売上高の算定根拠（平均客単価、客数等）及び経費（営業料、人件費、光熱水費・備品・修繕

費等の物件費、販売促進費・租税公課・通信費・減価償却等のその他費用等) について、具体的に記載してください。

(3) 施設計画書について

以下の内容を記載してください。

- ・店舗のレイアウト、イメージパース
- ・設備概要、希望所要電気容量
- ・平面図、立面図
- ・工程表
- ・工事費概算見積書

(4) その他

ア 各提出書類のサイズはA4又はA3とします。様式が指定されていない書類は自由様式で構いません。

イ 電子データの形式は、Microsoft Word (Windows2016版)、Microsoft Excel (Windows2016版)、Microsoft Powerpoint (Windows2016版) を原則とします。

ウ 提出書類の記載内容は、実施可能かつ履行責任を負える内容としてください。

エ 参加者によるプレゼンテーション及び審査委員による質疑の機会は設けないため、提案内容に疑義が生じないように店舗運営計画書及び施設計画書を作成してください。

(5) 提出期限

令和5年2月3日(金曜日)16時まで(必着)

(6) 提出方法

「第6の2」の提出先及び問い合わせ先へ印刷物を持参又は郵送し、データはCD-R等により提出してください。

第5 事業者の審査及び決定

1 審査方法

(1) 「第3の1」応募資格を満たしている応募者について、交通局及び協力会の関係部署の職員から構成される審査委員会において、審査します。

(2) 主な審査項目

ア コンセプト及び提案理由

- ・全体コンセプトが、都営交通沿線地域の活性化に資するものとなっているか。
- ・全体コンセプトが明確で、店舗における販売商品やサービス、都営交通コラボレーション商品のコンセプトとリンクしているか。
- ・販売戦略、販売による効果が、合理的かつ都営交通沿線地域の活性化に資するものとなっているか。

イ 店舗での商品販売及びサービス

- ・全体コンセプトと適合した販売品目及びサービスとなっているか。
- ・販売品目及びサービスが、都営交通沿線地域の活性化に資するものとなっているか。

ウ 都営交通コラボレーション商品

- ・全体コンセプトと適合した都営交通コラボレーション商品となっているか。

- ・ 購買意欲を刺激し、都営交通沿線地域の活性化に資するような商品企画となっているか。
- ・ 幅広い層に親しみ、好感を持たれる商品企画となっているか。

エ 店舗運営体制

- ・ 商品選定、商品企画が知識やノウハウを持つスタッフで構成されているか。
- ・ スタッフの役割は明確であるか。
- ・ 円滑に実施できるスケジュールとなっているか。

オ 店舗の資金調達・収支計画

- ・ 想定経費を明確に示しており、合理的かつ実現可能な積算となっているか。

カ 施設計画

- ・ 店舗のレイアウト及びイメージパースが、全体コンセプトと適合し、かつ、都営交通沿線地域の活性化に資するものとなっているか。
- ・ 工事費及び工程表が無理のないものとなっているか。

キ 実績

- ・ 過去に店舗を健全に運営するとともに、他社との連携・委託等により良質な商品を製作・販売した実績を有し、かつ、販売実績が良好であったか。

2 結果通知

採用・不採用（次点の者はその旨を記載）については、令和5年2月中旬に応募者全員に文書で通知します。

3 事業者の決定を取り消す場合

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定を取り消します。

- (1) 提出書類に虚偽があった場合
- (2) 本要項の「応募資格」に抵触していることが判明した場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審議に反する行為があった場合

なお、上記(1)から(4)の理由により事業者の決定を取り消した場合、次点の者を繰り上げて決定者とする場合があります。

第6 その他

1 留意事項

- (1) 本応募にかかる費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 応募者から提出された書類は返却せず、採用・不採用の通知の発送のタイミングで採用者、次点者を除き廃棄します。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査の用途以外に、応募者に無断で使用しません。ただし、東京都情報公開条例（平成11年3月19日条例第5号）に基づき、非開示情報を除き、情報公開の対象となります。
- (4) 公平で厳正な審査を確保するため、審査の経過や内容等に関する問い合わせには一切応じません（上記第4の1（1）の質疑を除きます。）。

- (5) 本公募に関する追加の公表事項が発生した場合は、随時、交通局ホームページに掲示することがありますのでご注意ください。
- (6) 場合によっては、全社不採用のこともあります。

2 提出先及び問い合わせ先

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎26階中央

東京都交通局資産運用部資産活用課企画担当

TEL 03-5320-6167

交通局資産運用部資産活用課宛Eメール S2000014@section.metro.tokyo.jp